

## 随意契約に付する理由書

本工事は、本庁舎本館に設置されている自家発電設備用直流電源の改修を行うものです。

本直流電源は当該自家発電設備の一部である始動用及び制御用電源等へ電源を供給するための制御弁式据置鉛蓄電池であり、電力会社からの電力供給が停止するなどの停電時においては当該自家発電設備が確実に動作するよう機能を維持する必要があります。

本工事の実施にあたっては、当該自家発電設備のシステムに精通し不測の事態に対する処置検討能力を有していること、産業用蓄電池に関する高度な専門知識及び技術を有すること、部品交換後の一貫した責任と性能保証を持たせる必要があります。

以上のことから、当該自家発電設備の製造、据付を行い、点検保守を受託しているヤンマーエネルギーシステム株式会社でなければ本工事を適切に行うことができません。

よって同社から見積書を徴し、予算の範囲内であり見積価格についても適正と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約に付するものです。